

カンクン閣僚会議文書3次案・農業部分の概要 (2次案からの主要な変更点)

平成15年9月14日
農林水産省

1. 本文

- ・2次案と同じ。

2. 付属書

(1) 前文

- ・非貿易的関心事項に対する配慮が、「ドーハ閣僚宣言13項に規定されるとおり」と変更された。

(2) 国内支持

- 1.1 AMSに対し品目別上限を設定する規定が追加された。
- 1.4 AMS、新たな青の政策、デミニミスの合計額に対する削減義務が[]%という形で追加された。更に、初年度の前倒しでの削減義務が括弧書きで追加された。
- 1.5 緑の政策が貿易歪曲性がないか、又は最小限であることを確保する観点から、緑の政策の基準を見直す旨の規定が追加された。

(3) 市場アクセス

- 2.1 センシティブ品目に係る「関税削減や関税割当の拡大の組合せ」については、2次案と同じ。更に、括弧書きで、全体としての平均関税削減率は[]%を下回らないとの規定が追加された。
- 2.2 関税の上限設定については、括弧書きで「この範疇において(注)上限関税水準を超える関税を設定している品目の意味)加盟国は、極く限られた品目について、今後決定される条件の下で、追加的な柔軟性を与えられることとし、これらの品目は非貿易的関心事項に基づいて指定され、パラグラフ2.1に基づく約束のみが課される」との規定が追加された。
- 2.3 タリフ・エスカレーション削減のため、加工品の関税を原料より一定以上大幅に削減する旨の規定が追加された。
- 2.4 枠内税率を[]%削減する規定が追加された。また、関税割当拡大・新設の要件が更なる交渉事項とされた。
- 2.7 途上国の関税削減フォーミュラに関し、
特別品目(Special Product)は、譲許税率が大変低い場合は削減義務を課さないこと
センシティブ品目以外のグループの関税削減の実施期間を一定期間延長すること
が追加されるとともに、
2次案に盛り込まれていた、センシティブ品目以外のグループにUR方式又はスイスフォーミュラのいずれかを適用するとの選択肢が削除され、第2グループはスイスフォーミュラが、第3グループは0~5%の関税を適用することとされた。
- 2.10 先進国は、途上国からの輸入の[]%以上を無税にするとの規定につき、「特に全ての熱帯産品及び農業協定前文に記されている他の産品(注)麻薬となる不法な作物からの転作のために特に重要な産品)」を対象とする旨が追加された。
- 2.11 途上国の特惠関税に関する関心に配慮するために、ハービンソン議長モダリティ案に盛り込まれた提案に基づいて更なる検討を行う旨が追加された。

(4) 輸出競争

- 3.1 輸出補助金撤廃の対策となる品目のリストを、譲許表提出のために予め作成する旨の規定が追加された。
- 3.6 今後の交渉事項として、「全ての形態の輸出補助金を段階的に撤廃する完了期日」が規定された(2次案では、「・・・完了期日の問題」との書きぶりだった)。

(5) 後発開発途上国(LDC)

- 4. LDCは削減約束から除外される旨が明記された。更に、先進国は、LDC産品の無税・無枠を提供する(べきである)(ことを約束する)との選択肢が追加された(無税・無枠の目的を追求するとの規定ではない)。

(6) 新規加盟国

5. 新規加盟国の関心への配慮がより長い実施期間の又はより低い削減率の適用を含め対処されるべき旨が規定された。

(7) その他

6. 平和条項を[]ヶ月延長する旨の規定が追加された。
7. 合意されていない積み残し課題の参照文書として、「これまでに加盟国から提出された提案」が追加された。また、合意されていない積み残し課題のリストから、「国内支持に係る品目別の約束」、「関税削減割当の拡大・新設の条件」、「枠内税率」が削除された（（注）それぞれ、前段に別途規定されたため）。